

「若者のトラブル110番」を実施します！

「SNS広告で見つけた副業で高額サポート契約をしてしまった」、「ひげ医療脱毛のカウンセリングを受けに行ったら、高額な契約を迫られた」等、若者を狙った悪質商法が後を絶ちません。東京都と23区26市1町では、下記のとおり特別相談「若者のトラブル110番」を実施します。

東京都消費生活総合センター（飯田橋）

令和8年 3月9日(月)・10日(火) 9時～17時

TEL 03-3235-1155

- 29歳までの方(又はその家族)からのご相談を承ります
- 都内在住・在勤・在学の方が対象
- 電話及び来所での相談を受け付けています(予約不要)

○都内区市町でも無料相談を実施します(詳細は別紙)



若者は「悪質商法のターゲット」として狙われています

社会経験が浅く、契約等の知識が少ない若者は、特に消費者トラブルに巻きこまれやすいです。

- ・成人年齢引き下げにより、18歳になると、自分の意思で高額な契約（買い物）や借金ができるようになりますが、すべて自分の責任となります。
- ・若者は、悪質な事業者にとって知識・経験が少ない「簡単に騙せる存在」だと思われています。

契約トラブルで困ったときは、まずは消費生活センターにご相談ください。

☆「若者のトラブル110番」は「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」の事業です。(1都9県6政令指定都市1団体)

詳しくはこちらをご覧ください。



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>



【問合せ先】

東京都消費生活総合センター相談課
電話番号 03-3235-1219